

第1章 計画策定の背景と意義

第1節 地球温暖化の状況

地球は、太陽からのエネルギーで常に暖められていますが、暖められた地球からも熱エネルギーが放射されます。大気に含まれる温室効果ガスは、この放射熱を吸収し再び地球に戻しています。

このバランスが崩れることを地球温暖化と呼んでいます。

平成26年(2014年)に公開された気候変動に関する政府間パネル(IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change) (以下「IPCC」という。)第5次評価報告書では、人間活動の影響で地球が温暖化していることについては、「疑う余地がない」と結論されました。第6次評価報告書では、図1に示したように、人為的影響の度合いをコンピュータシミュレーションによって評価しています。

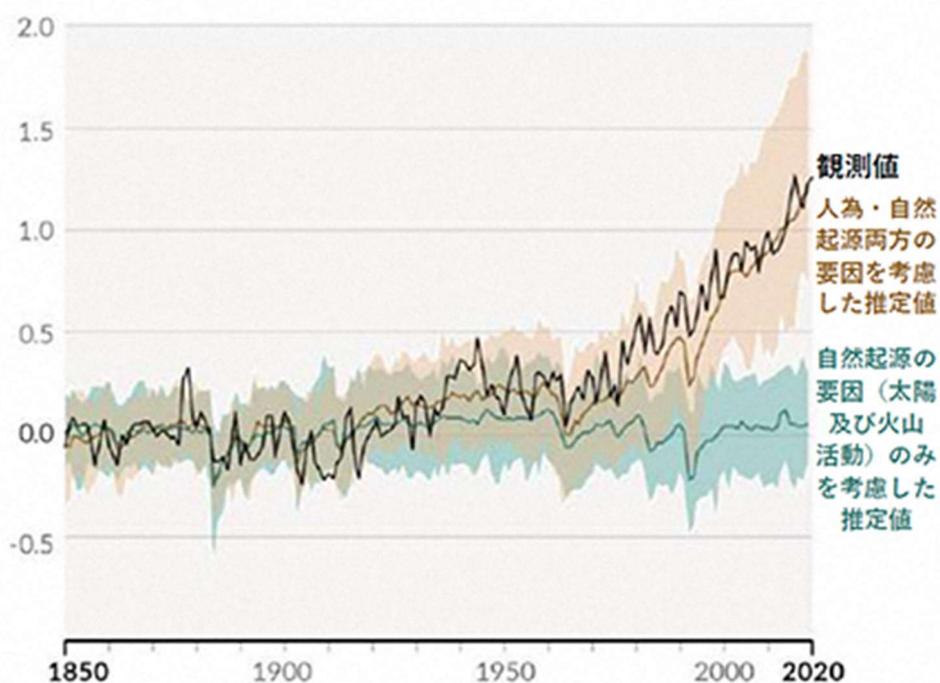


図1 地球温暖化に対する人間の活動の影響

このまま化石エネルギーに頼る社会が継続された場合、21世紀末の世界平均気温変化はRCPシナリオ(「RCP: Representative Concentration Pathways」)によれば最大で5.7°C上昇すると予想されています。

たとえば、産業革命前に50年に一度と言われていた極端な高温は、世界平均気温が既に1°C温暖化した現在では4.8倍に頻度が増えており、1.5°C温暖化した場合に8.6倍、2°C温暖化した場合には13.9倍の頻度で生じると評価されました。

現在は、産業革命前からの世界平均気温の上昇を1.5°Cに抑えることを目指す「1.5°C目標」実現のために各国が取組を進めていますが、これは、図2に示した世界平均気温の変化予測SSP(1-1.9)に相当し、最も厳しく積極的な取組が要求されています。

これを実現するためには、これまでよりも更に踏み込んだ再生可能エネルギーへの転換や、徹底した省エネ、ごみの削減やリサイクルが必要です。

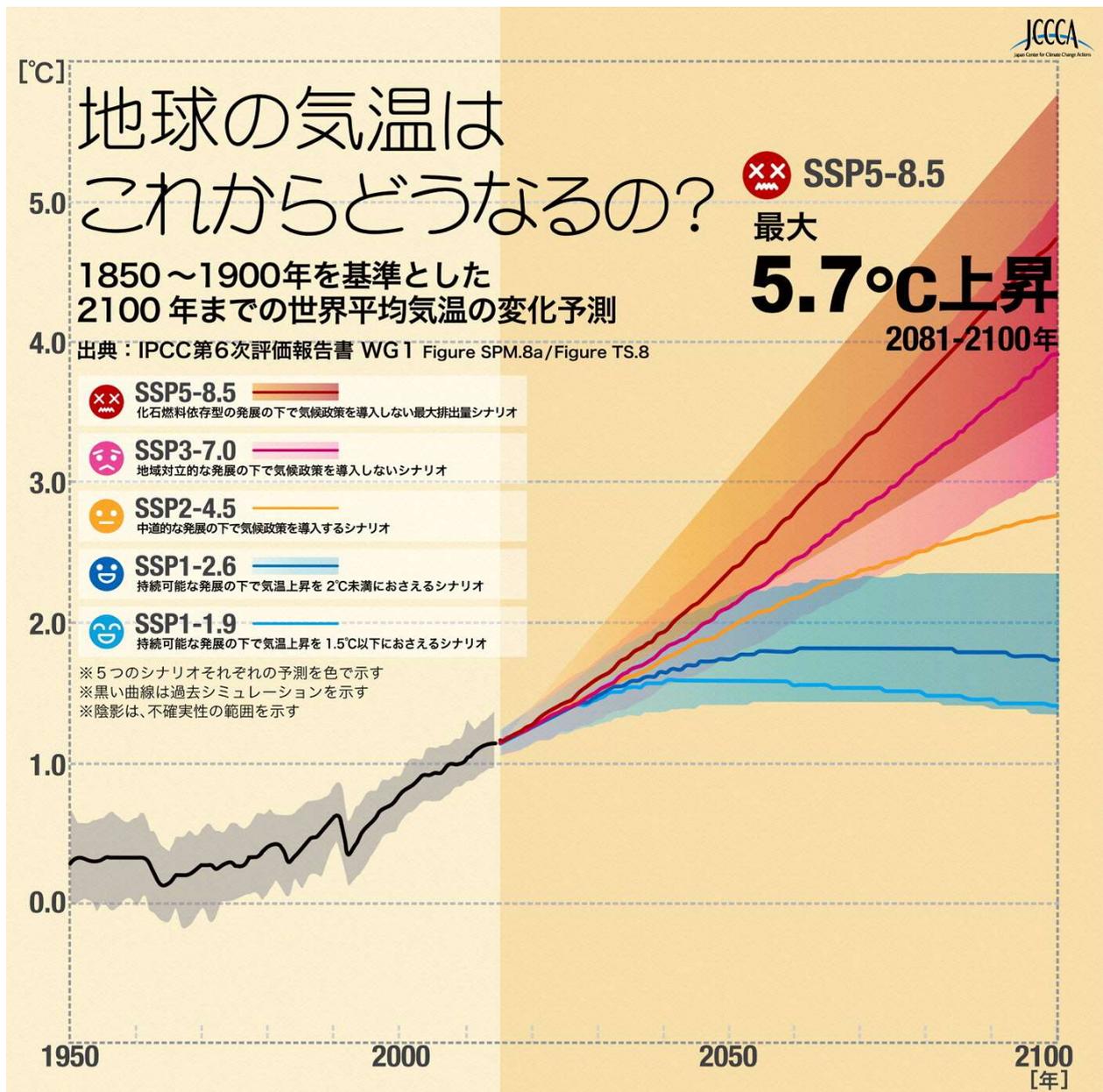


図2 世界平均気温の変化予測（観測と予測）

資料：全国地球温暖化防止活動推進センターWEB サイト

コラム1 地球温暖化の危機が迫っています

私たちが暮らす地球の平均気温は、産業革命が始まった1800年代後半と比べて約1℃上昇しています。また、静岡県においては、この100年で2.4℃も平均気温が上がっており、最高気温や真夏日・猛暑日に関する記録も年々更新されています。

さらに、2100年には、最大で5.7℃も地球の平均気温が上昇すると予測されています。

平均気温上昇による袋井市・静岡県における影響

熱波・干ばつ



このままでは静岡県内で
真夏日・熱帯夜が60日、
猛暑日が20日*増加！

感染症の拡大

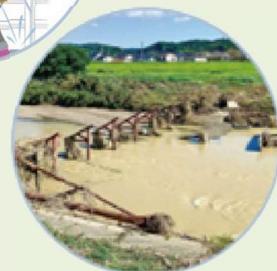


デング熱を媒介する
ヒトスジシマカの
生息域が拡大！

豪雨災害



滝のような降雨の発生は
1980年代と比べて
すでに1.4倍に増加！



茶葉の生育不足



一番茶の発芽時期の変化や
収穫量の減少！

みかんの浮き皮



浮き皮や腐敗など
品質低下！

エサ不足による鳥獣被害



食害の発生！

このままでは1980年代と比べて
2.1倍*に増加する可能性も！！

令和4年度(2022年度)
の台風では、
市内でも甚大な被害が
発生しました

※追加的な緩和策を取らず、21世紀末の世界平均気温が工業化以前と比べて約4℃上昇するシナリオ

地球温暖化防止には、温室効果ガス排出量を削減する必要があります！

私たち一人ひとりの取組が重要です！！

- 我が国の温室効果ガス（二酸化炭素など）の排出量の約6割が、私たちの生活の中で消費する製品やサービス*から排出されています。日々の暮らしにおいて、ライフスタイルを見直し、無駄をなくして、環境にやさしい製品やサービスを選ぶことで、温室効果ガス排出量の削減に大きく貢献することができます。
- 一人ひとりが出来ることからゼロカーボンの取組を始め、私たちの手で地球温暖化の危機を乗り越えていきましょう！ゼロカーボンライフの実現は、地球を守ることはもちろん、健康や快適で楽しい暮らしにも繋がります。

※製品、サービスのライフサイクル（製造、流通、使用、廃棄等の各段階）における排出量
（出典：国立研究開発法人 国立環境研究所ホームページ）

第2節 国際的な動向と取組

国際連合は、環境問題に取り組むため、平成4年（1992年）に「環境と開発に関する国際連合会議」（地球サミット）を開催し、「気候変動に関する国際連合枠組条約」を採択しました。

この条約に基づき、平成9年（1997年）に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において「京都議定書」が採択されました。京都議定書の中で日本は、第一約束期間（平成20年（2008年）～平成24年（2012年））の5年間に、温室効果ガス排出量を平成2年（1990年）比で6%削減するという目標を設定しました。

その後、政府が「京都議定書目標達成計画」に基づく取組を推進した結果、第一約束期間の温室効果ガス排出量は基準年比8.7%減となり、日本は京都議定書の目標である基準年比6%減を達成しました。

京都議定書の第一約束期間終了後（平成25年（2013年）以降）は、ポスト京都議定書と言われる新たな国際的な枠組みの合意に至ることが最も大きな目標とされました。

平成21年（2009年）に気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）でコペンハーゲン合意が、平成22年（2010年）に気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）でカンクン合意が採択されました。コペンハーゲン合意では、IPCC報告書等に基づき、産業化以前からの気温上昇を2℃以内に抑えるため、地球全体の排出量の大幅削減の必要性に合意しました。この合意の中で、先進国は削減目標、途上国は削減行動を条約事務局に提出すること等に合意しました。

カンクン合意では、コペンハーゲン合意に基づき、各国の削減策についての報告と検証のルール化等で合意したものの、ポスト京都議定書の新たな枠組みについては合意されませんでした。

その後、平成23年（2011年）の気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）でのダーバン合意に基づき、全ての国が参加する新たな枠組みの構築に向けた作業部会が設置され、平成27年（2015年）には気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）においてパリ協定が採択されました。この協定では、以下に取り組むこととなりました。

- 主要排出国を含む全ての国が、地球の気温上昇を、産業革命前に比べて2℃より十分に低く抑えるという長期目標を掲げること。
- さらに1.5℃以内というより厳しい水準に向かって努力すること。
- 世界全体の温室効果ガス排出量をできる限り早く減少に転じさせて、今世紀後半には実質的にゼロにするよう取り組むこと。

最新の動向としては、令和4年（2022年）に気候変動枠組条約第27回締約国会議（COP27）が開催され、気候変動の被害者に対する「損失と損害」基金創設が合意されました。これは、温暖化の影響を受けている途上国の強い要求を受けて議論されたものです。我が国としては、海外諸国と連携し、未だ化石燃料に依存する現状からの脱却や、地球温暖化問題により一層のスピード感をもって取り組んでいくことが求められます。

第3節 国や県が自ら排出する温室効果ガス排出量削減に対する取組

(1) 国の取組

国では、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等に取り組む計画」（以下「政府実行計画」という。）を策定し、様々な取組が行われています（概要は表1のとおり）。

表1 政府実行計画における目標や取組内容

目標と方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し。 ■ 目標達成に向け、太陽光発電の最大限導入、新築建築物のZEB化、電動車・LED照明の導入徹底、積極的な再生電力調達等について率先実行。 	
主な取組内容	太陽光発電	設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の 約50%以上に太陽光発電設備を設置 することを目指す。
	新築建築物	今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに 新築建築物の平均でZEB Ready相当 となることを目指す。
	公用車	代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030年度までに全て電動車 とする。
	LED照明	既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに 100% とする。
	再生電力調達	2030年までに各府省庁で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力 とする。
	廃棄物の3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R+Renewable を徹底し、 サーキュラーエコノミー への移行を総合的に推進する。

(2) 県の取組

県では、その事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等に取り組む計画として、「静岡県庁温室効果ガス削減アクションプラン」（以下「県計画」という。）を策定し、表2のような様々な取組が行われています。

表2 静岡県庁温室効果ガス削減アクションプラン

目標	2030年度に2013年度比で 55%削減	
方針	<ol style="list-style-type: none"> ① 徹底した省エネ化、再生可能エネルギーの導入 ② 職員の率先行動の推進 ③ 環境に配慮した事業の推進（地球にやさしい取組の実施） 	
主な取組内容	方針1	施設整備・改修におけるZEB化等の推進
		施設管理・運用における省エネ化の推進
		再生可能エネルギーの率先導入
		公用車の電動車化の推進
	方針2	DX導入等による効率的な業務の推進など
方針3	吸収源対策の実施など	

(3) 袋井市の取組

① 環境基本計画

本市では、袋井市まちを美しくする条例に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第2期袋井市環境基本計画（令和元年（2019年）～令和10年（2028年））」を策定しました。

この計画においては、基本目標の1つの柱として「低炭素社会の推進」を掲げ、「地球温暖化対策の推進」、「省エネルギーの推進」、「再生可能エネルギーの推進」を個別目標としました。

各個別目標では、市、市民や事業者の取組を分け、以下に示すようにそれぞれが取り組むべきことを決めました。

表3 袋井市環境基本計画における低炭素社会の推進に関する個別目標と取組内容

個別目標	市の取組内容
地球温暖化対策の推進	<p><u>総合的な地球温暖化対策の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市での地球温暖化対策の推進 ・地球温暖化問題の啓発 <p><u>環境負荷の少ない交通の普及</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車からの二酸化炭素の抑制 ・クリーンエネルギー車の導入促進
省エネルギーの推進	<p><u>省エネルギーの普及</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ機器、省エネ住宅の推進 ・省エネルギーの取組の啓発 ・電力の見える化の推進
再生可能エネルギーの推進	<p><u>再生可能エネルギーの普及</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギー機器の推進 ・風力発電設備の研究 ・新たなエネルギーの研究 <p><u>太陽光発電設備の適正化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観に配慮した太陽光発電設備の設置 ・適正な処分の推進 ・条例、行政指導方針、ガイドライン等の検討

② ゼロカーボンシティ宣言と袋井市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定

本市では、令和4年（2022年）2月1日に、袋井市が望ましい環境像として掲げる「人と自然にやさしい環境を みんなで 創り 育てるまち ふくろい」の実現と、令和32年（2050年）までに二酸化炭素（CO₂）の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、市民、事業者の皆様と一丸となって、全力で取り組んでいくことを宣言しました。

また、この宣言を実現するため、まずは、令和12年度（2030年度）までの温室効果ガス排出量削減目標と、市民、事業者、市が一体となって取り組む内容を明らかにする袋井市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定します。